

地域の子どもの福祉のための助成 助成要綱

社会福祉法人兵庫県共同募金会
神戸市共同募金委員会

(趣 旨)

第1条 この要綱は、兵庫県共同募金会（以下「県共募」という。）と神戸市共同募金委員会（以下「市共募」という。）が、中央共同募金会に寄付された企業からの寄付金を財源とし、神戸市内（以下「市内」という。）で活動する施設や団体（以下、「団体」という。）に対し、その活動に要する経費を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成の目的)

第2条 市内の児童福祉の推進を図り、子どもの貧困や虐待防止等、子どもの福祉課題に取り組む活動を促進することを目的とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、地域の子どもの福祉のためにという寄付者の趣旨に添い、市内で取り組む子どもの支援活動を対象とする。ただし、詳細は、別途「地域の子どもの福祉のための助成 募集要項」で定めることとする。

(助成対象団体)

第4条 本助成の特定団体は次のすべてを満たす団体とする。

- (1) 市内において活動する社会福祉施設や団体であること
- (2) 営利を目的としない団体であること

ただし、団体の法人格の有無は問わない

(助成対象外の団体)

第5条 第4条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は助成対象より除くものとする。

- (1) 団体の規約や活動の実績・内容及び財務の状況を整備、公開できない団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団また暴力団との密接な関係のある団体

(助成額)

第6条 助成額は、当年度予算の寄付金の範囲内で、助成実施時に設定する。

(助成対象経費)

第7条 助成金は、助成を受ける団体が直接実施する事業の経費のうち、別表1に掲げる

経費とする。

(助成申請)

第 8 条 助成を受けようとする者は、助成申請書等必要な書類を市共募が定める期日までに市共募に提出するものとする。

(助成の審査及び助成決定)

第 9 条 助成は、市共募事務局による団体への聴取と事務局における審査を経て、県共募の承認により決定する。助成決定した内容は、助成申請者に対して速やかに通知する。

(助成金の交付)

第 10 条 助成金の交付が決定した団体は、助成金請求書を市共募に提出する。助成金の交付は県共募から行う。

(事業内容の変更)

第 11 条 助成を受ける団体（以下「助成団体」という。）が、やむを得ない事情により助成金の用途を変更する場合は、別途助成変更申請書を市共募に提出し、県共募の承認を受けなければならない。

(事業報告)

第 12 条 助成団体は、事業完了後、所定の報告書に必要書類を添え、市共募が定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 13 条 助成団体が事業を実施するにあたり、次のいずれかに該当する場合は、県共募及び市共募は、助成決定を変更もしくは取り消し、助成金の一部もしくは全額を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正行為により、助成金の交付を受けたと判断した場合
- (2) 本助成金と同一の対象経費に対し、他助成制度を併用するなど二重取りを行った場合
- (3) その他、この要綱に違反した場合

(個人情報取扱い)

第 14 条 申請書等に記載された個人情報は、本事業のために使用し、県共募及び市共募はこれを適正に管理する。

附則

この要綱は、令和5年9月22日より施行する。

別表 1

費 目	詳 細
備品整備費	事業実施のために必要な備品の購入費
拠点整備費	事業実施のために必要な施設等の改修費
会場費・会議費	事業実施のための会場資料用や打合せ等の会議実施に要する費用
旅費交通費	外部講師の旅費やボランティアの交通費等
通信運搬費	事業実施のための送料や通信費
印刷消耗品費	事業実施のための文具類や材料費、印刷トナー等の消耗品の費用等
保険料	行事保険料、ボランティア保険料
人件費	事業実施のための人件費 (ただし、助成対象事業の実施に該当することが明確であるものに限る)
謝金	講師等への謝金

なお、団体の運営に要する経費（団体職員の賃金や役員経費、事務所の管理費や借上費等）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費及び飲食にかかる経費等は対象外とする。

また、子どもの貧困や虐待防止等に関わる事業に直接関わると判断できないものも同様に対象外とする。